退職（一括徴収）の記載例

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1.現年度　2.新年度　3.両年度

ご注意

1 転勤、再就職等により新勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入したうえで新転勤先に回付してください。また、新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入したうえで、東松島市税務課に送付してください。

2 新勤務先に回付する場合は、「前勤務先の法人番号又は個人番号」ならびに「給与所得者の個人番号」は記載せずに回付してください。

3．一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

東松島市長　あて 令和3年11月1日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居住）又は所在地	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸100番地100
		フリガナ	ﾋｶﾞｼﾏﾂｼﾏｻﾝｷﾞｮｳ　ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ
		氏名又は名称	東松島産業　株式会社
		代表者の職氏名	代表取締役社長　東松島　太郎
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5

特別徴収義務者指定番号	9999	※市町村ごとに異なります
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	総務課
	氏名	矢本　花子
	電話	0225-82-1111（内線　9999　）

給与所得者							
宛名番号	フリガナ	ﾅﾙｾ　ｲﾁﾛｳ	（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1	氏名	鳴瀬　一郎　〔旧姓　〕							
生年月日	昭和50年10月10日		円	6月分から	11月分から	令和	1.退職 2.転勤 3.合併 4.休職 5.長期欠勤 6.死亡 7.会社解散 8.住所誤報 9.その他（特別徴収不可）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（1月以降は必須） 〔 11 月分で納入〕 3. 普通徴収	円
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4			10月分まで	5月分まで	3年 10月 31日			控除社会保険料額
1月1日現在の住所	東松島市小野字新宮前999番地		240,000	円 100,000	円 140,000				
給与の支払を受けなくなった後の住所									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	1. 異動が当年12月31日までで、申出があったため（ 10 月 20 日申出）	
	2. 異動が当年12月31日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。	
一括徴収税額納入予定	徴収金額（（ウ）と同額）　140, 000 円	納入予定日　12 月 5 日

一括徴収した税額は、 11 月分で納入します。（ 12 月 10 日納期分）

相続人の氏名等	続柄	
氏名		
住所		
電話		

※【9. その他（特別徴収不可）】を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が100万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）		連絡先	課・係	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒		氏名	
フリガナ				
氏名又は名称				
代表者の職氏名			電話（内線）	
個人番号又は法人番号				

新しい勤務先では

月割額　　円を

　　月分から徴収し、納入します。

新規の場合、納入書は（ 要 ・ 不要 ）